

狭山市学童保育室入室承認基準指数について

狭山市立学童保育室の入室要件及び手続きについては、狭山市立学童保育室条例及び学童保育室管理規則に規定されており、申請者からの申請に基づき、狭山市学童保育室入室承認基準指数により保育の必要性、すなわち入室の優先度を点数化し、審査を実施しております。

今般、社会情勢の変化等を踏まえ、審査基準をより細分化し、公平性の向上を図るため、別紙のとおり本指数を見直すものです。

【添付資料】

- ・ 狭山市学童保育室入室承認基準指数（改正後）・・・・・・・・別紙 1
- ・ 狭山市学童保育室入室承認基準指数（現行）・・・・・・・・別紙 2
- ・ 入室承認基準指数の新旧対照表 ・・・・・・・・別紙 3
- ・ 点数の見直しによる比較・・・・・・・・別紙 4

狭山市学童保育室入室承認基準指数（改正後）

《基本点：次の1～3までのいずれか》

1. 就労できる場合

保護者の就労により児童の保育ができない場合

保護者の就労形態				点数
① 保護者の勤務状態	①－1 外勤	会社員 自営業 (パートを含む)	月20日以上（週5日）勤務	16
			月16日以上（週4日）勤務	12
			月12日以上（週3日）勤務	8
			月8日以上（週2日）勤務	4
			上記以下	0
	①－2 内勤	自営業 (専従者を含む)	月20日以上（週5日）勤務	14
			月16日以上（週4日）勤務	10
			月12日以上（週3日）勤務	6
			上記以下	0
		内職	月20日以上（週5日）勤務	8
			月16日以上（週4日）勤務	4
			上記以下	0
	①－3 無職 (確約書)	内定あり	月20日以上（週5日）勤務	12
			月16日以上（週4日）勤務	8
			月12日以上（週3日）勤務	4
			上記以下	0
		内定なし		0
② 就労終了時間 ＋通勤時間	18:00以降			11
	17:30以降18:00未満			10
	17:00以降17:30未満			9
	16:30以降17:00未満			8
	16:00以降16:30未満			7
	15:30以降16:00未満			6
	15:00以降15:30未満			5
	15:00未満			却下
	無職（確約書）			0
② 就労終了時間＋通勤時間 (小学校の長期休業中)	18:00以降			11
	17:30以降18:00未満			10
	17:00以降17:30未満			9
	16:30以降17:00未満			8
	16:00以降16:30未満			7
	15:30以降16:00未満			6
	15:00以降15:30未満			5
	14:00以降15:00未満			4
	13:00以降14:00未満			3
	12:00以降13:00未満			2
	11:00以降12:00未満			1
	11:00未満			却下
	無職（確約書）			0

2. 就労できない場合

(1) 疾病・出産または障害があるため、児童の保育ができない場合

事由	内容	点数
①疾 病	入院（期間中に限る）	20
	自宅内	16
	常時病臥、感染症 療養（病後）	12
②障害等	障害者・療育・精神手帳あり	16
③出 産	産前6週、産後8週の期間内に限る	26

(2) 介護をするため児童の保育ができない場合

事由	内容	点数
①自宅内介護	週4日以上かつ一日6時間以上	8
	上記以外	4
②自宅外介護	週4日以上かつ一日6時間以上	10
	上記以外	6

3. その他の場合

事由	内容	点数
①学生等	職業訓練校、その他学校等に日中、恒常的に就学している	12
②特 例	ここに定めのない事由により、児童の保育ができない場合	協議

※ 保護者の基本点は“家庭内における保護者の平均点”とする（両親の場合＝父＋母÷2）

《調整項目：下記に該当する場合は調整を加える》

事由			内容	点数
①児童	①－1 学年		1年生	32
			2年生	24
			3年生	16
			4年生	0
			5年生	-8
			6年生	-16
	①－2 在籍する学級		特別支援学級	8
①－3 障害等	手帳有り（特別支援学級以外）	障害１・２級、療育㊤・Ａ、精神	8	
		障害３級、療育Ｂ・Ｃ	5	
②ひとり親			母子・父子家庭（単身赴任を含む） （死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁等）	16
③同一世帯 親族	18歳以上75歳未満 （高校生を除く）		就労有り	0
			就労無し	-10
④別世帯 祖父母	75歳未満 かつ 就労等※1なし	住所地	学区内	-8
			上記以外	0

※1 就労等には介護や疾病を含む

【注釈】

- 1 入室審査上の世帯とは、住民票上の世帯をいう。
- 2 就労時間等は就労証明書によるが、実際の勤務が著しく相違する場合は、3ヶ月の実績及びシフト表等を確認し、認定するものとする
- 3 外勤とは、自宅を離れて就労するものとする
- 4 内勤とは、自宅内（自営業者の場合は事務所等を含む）にて就労するものとする
- 5 内職とは、自宅内において、請負就労を行っているものとする
- 6 感染症は、医師の診断等により隔離が必要であると認められる疾患とする
- 7 被介護者は、要介護者（要介護認定1～5）とする。
ただし、被介護者が入院または施設に入所している場合、却下とする
- 8 父又は母のどちらか一方の就労終了時間並びに通勤時間を合算した時間が15:00より前である場合、却下とする
ただし、小学校の春・夏・冬休み期間中は、11:00より前である場合、却下とする
- 9 児童及び児童の兄弟姉妹の保育料（保育所保育料含む）に未納がある場合、保留とする
- 10 無職の場合であっても求職中であれば審査対象とするが、入室後1か月以内に就労しない場合、退室とする
- 11 指数が同点の者が複数おり、かつその全員を定員超過等で入室させることができない場合は、次の優先順位に従って入室決定するものとする。①学年の低いもの ②基本点の高いもの ③ひとり親世帯

※ ここに定めのある事項で疑義が生じた場合は、協議し点数等を再決定するものとする

狭山市学童保育室入室承認基準指数（現行）

《基本点：次の1～3までのいずれか》

1. 就労できる場合

保護者の就労により児童の保育ができない場合

保護者の就労形態				点数
① 保護者の勤務状態	①-1 外勤	会社員 自営業 (パートを含む)	月20日以上(週5日)勤務	16
			月16日以上(週4日)勤務	12
			月12日以上(週3日)勤務	8
			月8日以上(週2日)勤務	4
			上記以下	0
	①-2 内勤	自営業 (専従者を含む)	月20日以上(週5日)勤務	14
			月16日以上(週4日)勤務	10
			月12日以上(週3日)勤務	6
			上記以下	0
		内職	月20日以上(週5日)勤務	8
			月16日以上(週4日)勤務	4
			上記以下	0
	①-3 無職 (確約書)	内定あり	月20日以上(週5日)勤務	12
			月16日以上(週4日)勤務	8
			月12日以上(週3日)勤務	4
			上記以下	0
		内定なし		0
② + 就労勤務終了時間	18:00～			10
	17:00～17:59			9
	16:00～16:59			8
	15:00～15:59			7
	～14:59			却下
	無職(確約書)			0
② (小学校の長期休業中) 就労終了時間+通勤時間	18:00～			10
	17:00～17:59			9
	16:00～16:59			8
	15:00～15:59			7
	14:00～14:59			5
	13:00～13:59			4
	12:00～12:59			3
	11:00～11:59			2
	～10:59			却下
	無職(確約書)			0
③ 勤務地	狭山市内			1
	県内隣接5市(入間市・所沢市・川越市・日高市・飯能市)			2
	県内上記以外の市町村			4
	東京都内			5
	上記以外			6
	無職(確約書・内定なし)			0

2. 就労できない場合

(1) 疾病・出産または障害があるため、児童の保育ができない場合

事由		内容	点数
①疾 病	入院（期間中に限る）		20
	自宅内	常時病臥、感染症	16
		療養（病後）	12
②障害等	障害者・療育・精神手帳あり		16
③出 産	産前6週、産後8週の期間内に限る		26

(2) 介護をするため児童の保育ができない場合

事由	内容	点数
①自宅内介護	週4日以上かつ一日6時間以上	8
	上記以外	4
②自宅外介護	週4日以上かつ一日6時間以上	10
	上記以外	6

3. その他の場合

事由	内容	点数
①学生等	職業訓練校、その他学校等に日中、恒常的に就学している	12
②特 例	ここに定めのない事由により、児童の保育ができない場合	協議

※ 保護者の基本点は“家庭内における保護者の平均点”とする（両親の場合＝父＋母÷2）

《調整項目：下記に該当する場合は調整を加える》

事由			内容	点数
①児童	①－1 学年		1年生	32
			2年生	24
			3年生	16
			4年生	0
			5年生	-8
			6年生	-16
	①－2 在籍する学級		特別支援学級	8
①－3 障害等	手帳有り（特別支援学級以外）	障害1・2級、療育④・A、精神	8	
		障害3級、療育B・C	5	
②ひとり親			母子・父子家庭（単身赴任を含む） （死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁等）	16
③同一世帯 親族	18歳以上75歳未満 （高校生を除く）	就労有り	0	
		就労無し	-10	
④別世帯 祖父母	75歳未満 かつ 就労なし	住所地	狭山市内	-2
			隣接市内	-1
			上記以外	0

【注釈】

- 1 入室審査上の世帯とは、住民票上の世帯をいう。
- 2 就労時間等は就労証明書によるが、実際の勤務が著しく相違する場合は、3ヶ月の実績及びシフト表等を確認し、認定するものとする
- 3 外勤とは、自宅を離れて就労するものとする
- 4 内勤とは、自宅内（自営業者の場合は事務所等を含む）にて就労するものとする
- 5 内職とは、自宅内において、請負就労を行っているものとする
- 6 感染症は、医師の診断等により隔離が必要であると認められる疾患とする
- 7 被介護者は、要介護者（要介護認定1～5）とする。
ただし、被介護者が入院または施設に入所している場合、却下とする
- 8 父又は母のどちらか一方の就労終了時間並びに通勤時間を合算した時間が15:00より前である場合、却下とする
ただし、小学校の春・夏・冬休み期間中は、11:00より前である場合、却下とする
- 9 児童及び児童の兄弟姉妹の保育料（保育所保育料含む）に未納がある場合、保留とする
- 10 無職の場合であっても求職中であれば審査対象とするが、入室後1か月以内に就労しない場合、退室とする
- 11 指数が同点の者が複数おり、かつその全員を定員超過等で入室させることができない場合は、次の優先順位に従って入室決定するものとする。①学年の低いもの ②基本点の高いもの ③ひとり親世帯

※ ここに定めのある事項で疑義が生じた場合は、協議し点数等を再決定するものとする

別紙 3

1 新旧対照表（基本点）

項目	新（改正後）		旧（現行）		見直し理由
1－② 就労終了時間 +通勤時間	18:00以降	11	18:00～	10	現行の基準では保護者の就労終了時間を1時間ごとに区分して点数化しているため、実際の就労終了時間に一定の差がある場合でも、同一の点数となることがある。このため、区分を30分ごとに細分化し、保護者の就労実態をより適切に反映することで、公平性の高い審査とするため。 また、1－②小学校の長期休業中の15時未満については、該当する申請者も少数であることから、これまでどおり1時間ごとの区分とする。 なお、時間の表記について、現行の基準では29分台と59分台の途中時刻が含まれていない表記となっているため、以降及び未満を用いた表記に変更する。
	17:30以降18:00未満	10	17:00～17:59	9	
	17:00以降17:30未満	9			
	16:30以降17:00未満	8	16:00～16:59	8	
	16:00以降16:30未満	7			
	15:30以降16:00未満	6	15:00～15:59	7	
	15:00以降15:30未満	5			
	15:00未満	却下	～14:59	却下	
1－② 就労終了時間 +通勤時間 (小学校の長期 休業中)	無職（確約書）	0	無職（確約書）	0	
	18:00以降	11	18:00～	10	
	17:30以降18:00未満	10	17:00～17:59	9	
	17:00以降17:30未満	9			
	16:30以降17:00未満	8	16:00～16:59	8	
	16:00以降16:30未満	7			
	15:30以降16:00未満	6	15:00～15:59	7	
	15:00以降15:30未満	5			
	14:00以降15:00未満	4	14:00～14:59	5	
	13:00以降14:00未満	3	13:00～13:59	4	
	12:00以降13:00未満	2	12:00～12:59	3	
	11:00以降12:00未満	1	11:00～11:59	2	
	11:00未満	却下	～10:59	却下	
1－③ 勤務地	項目削除		狭山市内	1	勤務地の所在地と実際の通勤時間は必ずしも一致せず、市内勤務より県内近隣市勤務の方が通勤時間が短い場合もあることから、勤務地に係る点数項目を削除し、通勤時間を含めた就労終了時間による評価で審査するため。
			県内近隣5市	2	
			県内上記以外の市町村	4	
			東京都内	5	
			上記以外	6	
			無職（確約書・内定なし）	0	

2 新旧対照表（調整項目）

項目	新（改正後）		旧（現行）		見直し理由
④別世帯祖父母 75歳未満かつ就 労なし	学区内	-8	狭山市内	-2	現行の基準では、別世帯祖父母の居住地を市内・隣接市等の行政区域で評価しているが、実際の保育協力の可能性は、児童の生活圏に近いかどうかにより大きく異なる。実際に南小学童保育室を申請する方で75歳未満かつ就労等なしの祖父母が柏原地区に在住しており、保育の協力が現実的ではないにも関わらず、狭山市内に在住しているだけで、減点されるのはおかしいという意見をいただいた。また、これに類似する意見は多数寄せられている。 これを踏まえ、児童と同じ学区内に限り、75歳未満かつ就労等がない祖父母が居住している場合は、下校後の見守りや緊急時対応等について一定の協力が見込まれるものとして、保育の必要性を調整する点数設定とする。 なお、別世帯であることを考慮し、同一世帯親族が就労していない場合のマイナス10点よりも減点幅を小さくし、マイナス8点とする。
			隣接市内	-1	
	上記以外	0	上記以外	0	

別紙 4

点数の見直しによる比較

※保護者は週5日勤務で就労終了時間+通勤時間を18時以降と仮定する

【算出計算式】

父：週5日勤務16点+就労終了時間+通勤時間18時以降11点＝27点

母：週5日勤務16点+就労終了時間+通勤時間18時以降11点＝27点

両親の平均点：(27+27)÷2＝27点

※ひとり親の場合は27点にひとり親調整点16点を加点＝43点

上記の点数に学年の調整点を加える：

1年32点、2年24点、3年16点、4年0点、5年－8点、6年－16点

例1：両親あり1年生の場合、(27点+27点)÷2+32点＝59点

例2：ひとり親1年生の場合、27点+16点+32点＝75点

別世帯祖父母75歳未満かつ就労なし【学区内の場合-8】

学年	両親のいる世帯指数	ひとり親世帯指数
1	51	67
2	43	59
3	35	51
4	19	35
5	11	27
6	3	19

別世帯祖父母75歳未満かつ就労なし【学区外の場合±0】

学年	両親のいる世帯指数	ひとり親世帯指数
1	59	75
2	51	67
3	43	59
4	27	43
5	19	35
6	11	27

 低学年（1～3年）で祖父母就労なし（学区内）に該当し、－8点となった場合でも、
 高学年（4～6年）の祖父母就労なし（学区外）より点数は高くなる。

 祖父母就労なし（学区内）の2年生と祖父母就労なし（学区外）の3年生は同点になる
 が、同点の場合は学年が低い方が優先となるため、低学年が待機にはならない。

祖父母による支援可能性を考慮しつつ、低学年優先の原則を維持する点数設定である。